

開運商法にご注意

- 1 雑誌の広告を見て申込み、2千円の開運ブレスレットを購入した。



- 2 後日、販売業者から電話がありました。



- 3 お金がないと断ると、脅すようなことを言われた。



ポイント!

業者から連絡があったり、使用方法や返品手続きのために業者に連絡することを求められるものもありますが、業者と話をする、逆に不安をあおられ、高額な祈祷等を勧められることもあります。

あなたへのアドバイス



- 誰でも多少の不安や悩みは抱えています。お金を支払ったから運がよくなるということはありません。話を聞いても安易に契約しないでください。
- 少しでも不審に思ったら、すぐに家族や信頼できる友人、お住まいの市町や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。